

静岡県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和4年5月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
介護老人保健施設 Kanon	御殿場市新橋1175番地の1	介護老人保健施設
介護医療院 新富士ケアセンター	富士市大淵3898番1	病院

2 指定年月日 令和4年5月19日